

国立大学法人大分大学非常勤職員退職手当規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）第33条の規定に基づき、フルタイム職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定める。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、フルタイム職員（臨時講師、研究補助員、医員及び医員（研修医）を除く。以下同じ。）が退職（勤務した日数の不足により退職したとみなされる場合を含む。）し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程における「遺族」の取扱いについては、国立大学法人の大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「職員就業規則」という。）を適用する職員（以下「常勤職員」という。）の例に準じるものとする。

(退職手当の支給要件)

第3条 この規程による退職手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 常勤職員と同様の勤務時間で勤務するフルタイム職員として採用された者であること。
- (2) 常勤職員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えていること。
- (3) 前号の「18日」には、国立大学法人大分大学非常勤職員の勤務時間等に関する規程（平成16年規程第36号）第8条及び第11条の規定により休暇を与えられた日を含み、同規程第5条第1項各号に掲げる日を含まないものとする。

(退職手当の支払)

第4条 この規程による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払う。ただし、支給を受けるべき者の申出に基づき、その者の名義の預金又は貯金への振込により、支払うことができる。

2 この規程による退職手当は、フルタイム職員が退職し、又は解雇された日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(普通退職の場合の退職手当の額)

第5条 次条第1項の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は解雇された者に対する退職手当の額は、退職し、又は解雇された日におけるその者の国立大学法人大分大学非常勤職員給与規程（平成16年規程第35号。以下「非常勤職員給与規程」という。）第3条第1項に規定する日給額算定の基礎となる本給の月額（以下「基礎月額」という。）に、100分の100を乗じて得た額の100分の50に相当する金額とする。

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する状態にある負傷又は病気に限る。以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者及び解雇された者に対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、基礎月額に100分の60を乗じて得た額の100分の50に相当する金額とする。

(その他の場合の退職手当)

第6条 業務上の傷病若しくは死亡により退職し、又は解雇された者若しくはその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で学長が指定するものに対する退職手当の額は、退職し、又は解雇された日におけるその者の基礎月額に、100分の150を乗じて得た額の100分の50に相当する金額とする。

- 2 前項の規定は、過去の退職又は解雇につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職し、又は解雇された日の翌日から1年内に再びフルタイム職員となった者が、その再びフルタイム職員となった日から起算して1年内に退職し、又は解雇された場合には、適用しない。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、フルタイム職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの年月数のうち、常勤職員について定められた勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月で連続した年月数による。

- 3 前二項の規定により計算した在職期間が6月を超え1年未満(第5条又は第6条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

(常勤職員の懲戒解雇処分に相当する解雇等処分を受けた場合の退職手当の支給制限)

第8条 職員就業規則第64条第4号に規定する懲戒解雇の処分に相当する理由での解雇(以下「常勤職員の懲戒解雇処分に相当する解雇」という。これ以降において常勤職員の例に準じる場合は、「懲戒解雇処分」を「常勤職員の懲戒解雇処分に相当する解雇」と読み替えて適用する。)等処分を受けた場合の退職手当の取扱いについては、常勤職員の例に準じる。

(退職手当の支払の差止め)

第9条 退職手当の支払の差止めについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職後禁固以上の刑に処せられた場合等、国立大学法人大分大学職員退職手当規程(平成16年規程第29条)第14条第1項各号に該当するときの退職手当の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(退職をした者の退職手当の返納)

第11条 退職をした者の退職手当の返納の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(遺族の退職手当の返納)

第12条 遺族の退職手当の返納の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納)

第13条 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納の取扱いについては、常勤職員の例に準じるものとする。

(その他の退職手当の支給制限)

第14条 この規程による退職手当は、常勤職員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至るまでの間に退職し、又は解雇された場合には、支給しない。

- 2 退職の日又はその翌日に再びフルタイム職員となったときは、その退職については退職手当を支給しない。ただし、年度末に退職した者を除く。

(常勤職員となる者の取扱い)

第15条 フルタイム職員が、退職後引き続いて常勤職員となる場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

(端数の処理)

第16条 この規程により計算した退職手当の額に1円未満の端数を生じた場合には、これを切

り捨てる。

(雑則)

第17条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年規程第37号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第69号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第117号)

この規程は、平成18年10月17日から施行する。

附 則 (平成19年規程第23号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程63号)

この規程は、平成19年5月21日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学非常勤職員退職手当規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規程第14号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第17号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第11号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。